

第5章 事業者に係る規定等及び 行政処分

5-1	特定整備事業者の遵守事項.....	61
5-2	OBD 検査・OBD 確認において遵守すべき事項.....	62
5-3	OBD 検査システムの ID 等の管理において遵守すべき事項	69
5-4	指定整備事業者の指定等の際に行う機構との情報共有.....	70
5-5	指定整備事業者への行政処分等.....	74
5-6	輸入車の OBD 検査開始までの間における行政処分等の基準の適用.....	81

5-1 特定整備事業者の遵守事項

○道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）（抄）

（遵守事項）

第九十一条の三 自動車特定整備事業者は、第八十九条から前条までに定めるもののほか、自動車の整備についての技術の向上、適切な点検及び整備の励行の促進その他自動車特定整備事業の業務の適正な運営を確保するために国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

○道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）（抄）

（自動車特定整備事業者の遵守事項）

第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六の二 （略）

六の三 検査整備用電子情報処理組織（車載式故障診断装置の診断の結果を活用して自動車が道路運送車両の保安基準に定める基準に適合するかどうかの確認を行うため、機構の使用に係る電子計算機と自動車特定整備事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次号において同じ。）を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織の安全性を確保するために必要な措置を講ずること。

六の四 検査整備用電子情報処理組織を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織を使用して機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報を記録するときは、正確な情報を記録すること。

七～九 （略）

2～3 （略）

附 則 （令和六年三月二一日国土交通省令第二三号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年十月一日から施行する。ただし、第三条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

※第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 6 号の 3 及び第 6 号の 4 並びに附則：道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 23 号）にて追加

5-2 OB D 検査・OB D 確認において遵守すべき事項

○自動車特定整備事業者等における OB D 検査及び OB D 確認の取扱方針について(令和 6 年 3 月 28 日付国自整第 278 号)

発出元 物流・自動車局自動車整備課長
発出先 各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長(第 278 号の 2)

令和 6 年 10 月 1 日より開始となる OB D 検査の円滑な実施を図るため、自動車特定整備事業者等が OB D 検査及び OB D 確認の実施に当たり遵守すべき事項等を別添の「自動車特定整備事業者等における OB D 検査及び OB D 確認の取扱方針」に定めたので了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

別 添

自動車特定整備事業者等における OB D 検査及び OB D 確認の取扱方針

1. 用語

この通達において使用する用語は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)、中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)並びに道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)及び指定自動車整備事業規則(昭和 37 年運輸省令第 49 号。以下「事業規則」という。)並びに独立行政法人自動車技術総合機構法(平成 11 年法律第 218 号)第 13 条第 1 項に規定する事務規程(以下「審査事務規程」という。)に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1)「自動車特定整備事業者等」とは、車両法第 78 条第 4 項に規定する自動車特定整備事業者、同法第 94 条の 3 第 1 項に規定する指定自動車整備事業者、同法第 95 条に規定する自動車整備振興会並びに中小企業団体の組織に関する法律第 3 条第 1 項第 8 号に規定する商工組合及び中小企業等協同組合法第 3 条柱書に規定する中小企業等協同組合であって自動車特定整備事業者を主たる組合員とするものをいう。
- (2)「認証工場」とは、車両法第 78 条第 1 項の認証を受けた事業場(対象とする自動車の種類が大型特殊自動車又は二輪の小型自動車のみであるものを除く。)をいう。
- (3)「指定工場」とは、車両法第 94 条の 2 第 1 項の指定を受けた事業場(対象とする自動車の種類が大型特殊自動車又は二輪の小型自動車のみであるものを除く。)をいう。
- (4)「自動車整備振興会等」とは、自動車整備振興会又は商工組合若しくは中小企業等協同組

合であって自動車特定整備事業者を主たる組合員とするものをいう。

- (5) 「振興会等施設」とは、自動車整備振興会等が保有する施設（検査用スキャンツールを備えるものに限る。）をいう。
- (6) 「OBID 検査システム」とは、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が提供する利用者管理システム、特定 DTC 照会アプリ及び OBID 検査結果参照システムで構成されるシステムの総称をいう。
- (7) 「OBID 検査用サーバー」とは、機構が車両法第 74 条の 3 の審査用技術情報管理事務の実施のために管理する電子情報処理組織をいう。
- (8) 「OBID 検査」とは、車両法第 74 条の 2 第 1 項に基づき機構が行う基準適合性審査、同条第 3 項に基づき国が行う基準適合性審査若しくは同法第 74 条の 3 第 1 項に基づき軽自動車検査協会が行う基準適合性審査、同条第 3 項に基づき国が行う基準適合性審査又は同法第 94 条の 5 第 4 項に基づき自動車検査員が行う検査において、細目告示別添 124 「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準への適合性を判定することをいう。
- (9) 「OBID 確認」とは、OBID 検査用サーバーに接続して細目告示別添 124 「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準への適合性を判定すること（OBID 検査及び OBID 検査用サーバーに記録が残らないものを除く。）

2. 趣旨

自動車特定整備事業者等が、OBID 検査又は OBID 確認の実施に当たり遵守すべき事項は、関係通達並びに機構が定める利用規約、特定 DTC 照会アプリ利用要領及び OBID 検査システムの操作マニュアルによる他、本取扱方針の定めるところによる。

3. 自動車特定整備事業者等の OBID 検査システムの利用目的について

自動車特定整備事業者等による OBID 検査システムの利用は、OBID 検査用サーバーへの負荷及びセキュリティへの課題に対応するとともに、OBID 検査及び OBID 確認を実施した者の責任を明らかにするため、次の各号に掲げる事業場又は施設がそれぞれ当該各号に掲げる目的のために利用する場合に限る。

(1) 認証工場

当該事業場が点検整備を行う又は行った車両の OBID 確認を実施する場合

(2) 振興会等施設

自動車特定整備事業者が点検整備を行った車両の OBID 確認を実施する場合

(3) 指定工場

当該事業場が点検整備を行う又は行った車両の OBID 検査又は OBID 確認を実施する場合

※ 「当該事業場が点検整備を行う又は行った車両」とは、点検の結果、整備を行う必要が生じた場合に、その整備を当該事業場の責任で行い（整備作業の一部を他社に委託する場合を含む。）、必要に応じて、当該事業場が点検整備記録簿、特定整備記録簿又は指定整備記録簿を作成する車両をいう。以下同じ。

4. OBID 検査システムの利用方法

自動車特定整備事業者等は、次の各号に定める方法に従って OBID 検査システムを利用しなければならない。

(1) 事業場登録について

3.(1)の目的で利用する場合は、自動車特定整備事業者が機構へ OBID 検査システムの事業場 ID 申請を行い、利用者管理システムへ認証工場に関する情報を、認証工場ごとに登録すること。

3.(2)の目的で利用する場合は、自動車整備振興会等が機構へ OBID 検査システムの事業場 ID 申請を行い、利用者管理システムへ振興会等施設に関する情報を、施設ごとに登録すること。

3.(3)の目的で利用する場合は、指定自動車整備事業者が機構へ OBID 検査システムの事業場 ID 申請を行い、利用者管理システムへ指定工場に関する情報を、指定工場ごとに登録すること。

(2) 自動車特定整備事業者等が利用可能な特定 DTC 照会アプリの機能について

OBID 検査システムにおいて、認証工場、指定工場及び振興会等施設で利用可能な特定 DTC 照会アプリの機能、登録者区分及び利用ユーザーは次表のとおりとする。

特定 DTC 照会アプリの機能	登録者区分	利用ユーザー
① OBID 確認モード 認証工場又は指定工場が、自らの事業場で点検整備を行う又は行った車両について、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）別添 124 に定める基準に適合するかどうかを確認するための機能 ^{※1}	認証工場	工員
	振興会等施設	振興会等職員
	指定工場	工員又は自動車検査員
② OBID 検査モード 指定工場が、自らの事業場で点検整備を行う又は行った車両について、車両法第 94 条の 5 第 4 項の規定に基づき、細目告示別添 124 に定める基準に適合するかどうかを証明するための機能 ^{※2}	指定工場	自動車検査員

※1 OBID 確認は、定期点検整備、特定整備及び検査には該当しないものの、その実施に際しては、自動車特定整備事業者は車両法第 91 条の 3 の規定を遵守する必要がある。

また、当該確認は、認証工場が事業場の敷地内において保安基準の適合性を確認する場合に OBID 確認モードを使用して実施することになるが、保安基準の適合性を確認するための任意の行為である。

なお、指定工場の自動車検査員にあつては OBID 検査モードを使用して実施して差し支えないものとする。

※2 OBID 検査は、車両法第 94 条の 5 第 4 項の検査の一部に該当するものである。

また、当該検査は、指定工場が事業場の敷地内において、OBID 検査モードを使用して実施しなければならないものとする。

(3) 検査用スキャンツールの使用について

OBID 確認は、自動車検査用機械器具として事業規則第 2 条第 1 項第 2 号りに規定する検査用スキャンツールを使用して実施しなければならない。

(4) 指定整備業務における検査用スキャンツールの共同使用について

指定自動車整備事業者が、「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取り扱いについて（平成 9 年 2 月 20 日付自整第 23 号）」に基づき検査用スキャンツールを共同使用して指定整備業務を行う場合の遵守事項は当該通達に定めるほか、次に定めるところによる。

- ① OBID 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザー ID 及びパスワードは、共用の検査用スキャンツールを使用して検査を行う指定自動車整備事業者及びその自動車検査員のものを使用すること。
- ② 共用の検査用スキャンツールを使用して OBID 検査を実施した場合には、5. (4) ②の規定の適用に関し、当該 OBID 検査は、指定を受けた事業場の敷地内において実施されたものとみなす。

(5) 検査用スキャンツールの借用使用について

自動車特定整備事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、他の自動車特定整備事業者が保有する検査用スキャンツールを借用して OBID 確認を実施することができる。この場合において、車両を他の認証工場に持ち込んで検査用スキャンツールを借用したときは、5.

(4) ②の規定の適用に関し、当該 OBID 確認は、認証を受けた事業場の敷地内において実施されたものとみなす。

- ① OBID 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザー ID 及びパスワードは、借用する検査用スキャンツールを使用して OBID 確認を行う自動車特定整備事業者及びその工員のものを使用すること。
- ② 検査用スキャンツールを借用使用した場合には、事業場ごとに当該検査用スキャンツールの使用実績を把握できるよう、別紙「借用設備の使用管理台帳」により適切に管理を行うこと。なお、別紙は一例であり、電磁的方法による記録の保存・管理も可能とする。

5. OBID 検査システムの利用に関する遵守事項

自動車特定整備事業者等は、OBID 検査システムを適切に利用するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) OBID 検査システムに登録した事業場の情報を適切に管理し、登録情報に変更があった場合は、速やかに当該情報を更新すること。
- (2) OBID 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザー ID 及びパスワードは、「自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者における OBID 検査システムの ID 等の管理に係る遵守事項及び留意事項について（令和 6 年 3 月 28 日付け国自整第 267 号）」に定める方法により適切に管理すること。
- (3) OBID 検査システムへ接続して OBID 検査又は OBID 確認を行う場合は、機構の提供する当該システムの操作マニュアル等で定められた適切な方法により実施すること。

- (4) 認証工場及び指定工場は、OBD 検査又は OBD 確認の対象車両、実施場所及び実施後の車両の取り扱いに関する次に掲げる事項を遵守すること。
- ① 自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対して OBD 検査又は OBD 確認を実施しないこと。
 - ② OBD 確認は認証を受けた事業場の敷地内において、OBD 検査は指定を受けた事業場の敷地内においてそれぞれ実施すること。
 - ③ OBD 検査又は OBD 確認の実施後、機構又は軽自動車検査協会（以下「機構等」という。）において基準適合性審査を受ける場合、最後に実施した OBD 検査又は OBD 確認から機構等における基準適合性審査までの間、OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等（定期点検又は特定整備に該当するか否かにかかわらず、車両の状態を変更する整備又は改造等全般をいう。以下同じ。）を行わないこと。また、そのような整備又は改造等を依頼しないこと。
 - ④ OBD 検査又は OBD 確認を実施する車両として OBD 検査用サーバーに型式、車台番号等を記録した車両と異なる車両の OBD 検査又は OBD 確認結果を OBD 検査用サーバーに記録しないこと（替え玉の禁止）。
- (5) 振興会等施設は、OBD 確認の対象車両及び実施場所に関する以下①及び②に掲げる事項を遵守すること。また、振興会等施設で OBD 確認を受ける自動車特定整備事業者は、当該 OBD 確認実施後の車両の取り扱いに関する以下③の事項を遵守すること。
- ① 自動車特定整備事業者が点検整備を行った車両以外の車両に対して OBD 確認を実施しないこと。
 - ② OBD 確認は当該振興会等施設の敷地内において実施すること。
 - ③ 自動車特定整備事業者は、振興会等施設において OBD 確認を受けた後、機構等において基準適合性審査を受ける場合には、最後に受けた OBD 確認から機構等における基準適合性審査までの間、OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等を行わないこと。また、そのような整備又は改造等を依頼しないこと。

6. OBD 検査における検査の合理化及び補助者が行える作業範囲

- (1) OBD 検査は、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした後、完成検査の一環として行うものとする。ただし、自動車検査員が当該自動車の受入時に OBD 検査を行い、その後、保安基準に適合する OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等を行わない場合には、当該自動車は OBD 検査に合格とみなして差し支えない（検査の合理化）。

この場合において、「OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等」の具体的内容は車種により異なり得ることから、自動車検査員が判断して差し支えない。

- (2) 検査対象車両への VCI の取り付け及び特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力、補助者が行って差し支えない。ただし、検査対象車両との同一性の確認、特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力の真正性については、自動車検査員が責任をもって確認すること。

7. 機構における基準適合性審査時の取扱い

OBD 検査又は OBD 確認を実施した車両が、機構等における基準適合性審査を受ける場合には、

審査事務規程に基づき次のとおり取り扱われる旨、留意すること。

- (1) 基準適合性審査の5日前までにOBＤ検査又はOBＤ確認が実施され、その結果が「適合」として機構のOBＤ検査用サーバーに記録されている車両は、当該OBＤ検査又はOBＤ確認の結果を参考にOBＤ検査に係る基準適合性の判定が行われる。(機構等の職員がOBＤ検査用サーバーに記録されたOBＤ検査又はOBＤ確認の結果を参照することにより、機構等におけるOBＤ検査の実施が省略される。)
- (2) OBＤ検査又はOBＤ確認を行った車両であっても、替え玉受検の防止並びに自動車特定整備事業者等におけるOBＤ検査又はOBＤ確認の判定結果と機構等におけるOBＤ検査結果の比較・分析及び関連するデータの収集のため、機構等における基準適合性審査時に改めてOBＤ検査(抜取検査)を実施することがある。

附 則 (令和6年3月28日付け国自整第278号)

この通達は、令和6年10月1日から施行する。

別紙

貸出事業場名

借用設備の使用管理台帳

日付	時間	検査用スキヤンツ ールのメーカ・ 型式	検査車両の登録（車両） 番号又は車台番号	借用事業場名	OBID 確認 実施者名	管理責任者 の確認	備 考
R6.1.29	12:00	●●・△△	国土3000こ1234	物流・自動車整備工場	■ ■ ■ ■	□ □ □ □	

記載例

5-3 OBD 検査システムの ID 等の管理において遵守すべき事項

○自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者における OBD 検査システムの ID 等の管理に係る遵守事項及び留意事項について（令和 6 年 3 月 28 日付国自整第 267 号）

発出元 物流・自動車局自動車整備課長
発出先 各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長（第 267 号の 2）

令和 6 年 10 月 1 日より開始となる OBD 検査の円滑な実施に向けて、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が提供する OBD 検査及び OBD 確認を実施するために使用するシステム（以下「OBD 検査システム」という。）の ID 及びパスワード（以下「ID 等」という。）の管理について、自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者が遵守すべき事項及び留意すべき事項を下記のとおり定めたので了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者は、OBD 検査システムの利用にあたって取得・設定した ID 等について、機構の定める利用規約に従って適切に管理すること。
2. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が、以下に掲げる ID 等の不正使用又はその幫助を行った場合、行政処分の対象となるとともに機構が当該 ID 等の効力を停止する可能性があることに留意されたい。
 - ① 検査員又は工員が他者の ID 等を使用して OBD 検査又は OBD 確認を実施した場合（なりすまし）
 - ② 事業場が取得・設定した ID 等を、事業場以外の者へ貸し渡し、使用させた場合（ID 等の不正使用の幫助）

5-4 指定整備事業者の指定等の際に行う機構との情報共有

○OBD 検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針について（令和6年3月28日付国自整第268号）

発出元 物流・自動車局自動車整備課長
発出先 各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長（第268号の2）
独立行政法人自動車技術総合機構理事長（第268号の2）

令和6年10月から開始されるOBD検査（目視により判断できない電子制御装置の故障等に対応するため、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置の診断結果を読み出し、特定の情報等の記録状況を検査すること。）の実施のため、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）では、OBD検査システムを管理、運用している。

自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が当該システムを利用するためには、認証番号又は指定番号による申請等が必要となるが、申請から利用可能となるまでには日数を要することとなるため、新規指定等と同日に当該システムを利用可能とするためには、運輸局及び運輸支局（兵庫陸運部及び内閣府沖縄総合事務局を含む。以下「運輸局等」という。）での新規指定等の審査と並行して、機構でのOBD検査システムの申請内容の審査を行う必要がある。

また、指定取消等の行政処分後のOBD検査システムの不正使用を防ぐため、機構において必要な措置を迅速に行う必要がある。

これらのことから、運輸支局（兵庫陸運部を含む。以下同じ。）への事業者からの申請及び運輸局（内閣府沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）による行政処分に係る情報を機構に共有する必要があるところ、別紙のとおり「OBD検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針」を定めたので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長及び機構理事長あて別添のとおり通知したので申し添える。

別紙

OBD 検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針

1. 申請又は届出があった際の連絡について

(1) 自動車特定整備事業の認証又は指定自動車整備事業の指定の申請

運輸支局は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第79条又は第94条の2の申請があった際は、当該申請を行った者に対し自動車特定整備事業の認証又は指定自動車整備事業の指定を受けると同時にOBD検査システムの利用開始（自

自動車特定整備事業者として OBD 検査システムを利用している場合であって、指定自動車整備事業の指定と同時に新たに OBD 検査モードを利用開始する場合を含む。)を希望するか、申請者に確認する。当該申請者が同時利用開始を希望する場合にあつては、必要な手続きの方法として以下の事項を案内する。

- ・OBD 検査システムの申請時に入力求められる、認証番号又は指定番号については、未定であるため、代わりに次の番号を入力すること
『管轄運輸支局コード（2桁）＋事業場の電話番号（10～11桁）』
- ・OBD 検査システムの申請時に添付が求められる、認証書又は指定書については、未交付であるため、代わりに運輸支局への申請書（事業場の名称、事業場の所在地が確認できる部分）の写しを添付すること

上記の希望があつた場合、運輸支局は、次に掲げる項目を遅滞なく機構へ電子メールにより連絡する。

機構は、運輸支局から連絡があり、かつ、当該申請者から OBD 検査システムの申請があつた場合には、利用開始の日までの審査完了に向けて準備を進める。

- ①申請の種別（新規認証、新規指定又は廃止新規）
- ②認証番号（新規指定の場合に限る。）
- ③廃止される事業場の指定番号（廃止新規の場合に限る。）
- ④事業場の名称
- ⑤事業場の所在地

また、運輸局等は、当該申請者が OBD 検査システムを同時利用開始できるよう、次の⑥及び⑦の項目が確定次第（遅くとも認証又は指定の予定日（認証又は指定を行う可能性のある日のうち最も早い日とする。以下同じ。）の前開庁日までに）、①～⑤の項目にこれらの項目を追加し、機構へ電子メールにより連絡する。（予定日に変更が生じた場合は速やかに機構に連絡する。）

- ⑥認証番号（指定自動車整備事業の場合は指定番号）
- ⑦認証又は指定の予定日

運輸局等は、当該認証又は指定の日が確定した場合は、直ちに④～⑥の項目と認証又は指定の日を機構へ電子メールにより連絡する。

機構は当該認証又は指定の日に、当該申請者が利用開始できるようシステム処理を行う。

（2）廃止届出

運輸支局は、法第 81 条第 2 項（第 94 条の 9 において準用する場合を含む。）の廃止の

届出があった際は、速やかに次に掲げる項目を機構へ電子メールにより連絡する。

機構は、運輸支局から連絡があった場合には、当該事業場の OBD 検査システムに登録されている情報を確認し、利用停止手続きがされていなかったときは速やかに事業場 ID 及びユーザーID の削除を行う。

- ①事業場の名称
- ②事業場の所在地
- ③認証番号（指定自動車整備事業の場合は指定番号）
- ④廃止日

(3) 変更届出等

運輸支局は、法第 81 条第 1 項の変更届出（事業場の名称又は事業場の所在地に関するもの限り、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 62 条の 2 の 2 第 2 項及び指定自動車整備事業規則（昭和 37 年運輸省令第 49 号）第 5 条第 3 項の届出の際に行うものも含む。）又は法第 94 条の 4 第 3 項の自動車検査員の変更の届出があった際は、機構の OBD 検査システムに登録されている情報の変更についても案内する。

2. 行政処分等を行う際の連絡について

運輸局は、次表に掲げる行政処分を行う際には、当該行政処分の種類に応じ、次表に掲げる項目を、次表に掲げる連絡期日までに機構へ電子メールにより連絡する。（予定日に変更が生じた場合は速やかに機構に連絡する。）また、次表に掲げるシステム上の処理を行う可能性がある旨の連絡を当該行政処分に係る事業者へ速やかに連絡する。

機構は、運輸局から連絡があった場合には、次表に掲げるシステム上の処理を行う可能性がある旨の連絡を当該行政処分に係る事業者へ速やかに連絡し、当該行政処分の効力が発生する日と同日に実施する。

処分の種類	項目	連絡期日	システム上の処理
(全処分で共通)	①事業場の名称 ②事業場の所在地	当該処分が効力を発生する前開庁日	/
事業の停止命令 (法第 93 条)	③認証番号（指定自動車整備事業の場合は指定番号） ④停止予定期間	/	事業場 ID の停止
認証の取消 (法第 93 条)	③認証番号（指定自動車整備事業の場合は指定番号） ④取消の予定日	/	事業場 ID の削除
自動車検査員の解任命令 (法第 94 条の 4 第 4 項)	③指定番号 ④解任される自動車検査員	/	解任された自動車検査員の利用者区分を

	の氏名 ⑤解任の予定日		「検査員」から「工具」 に変更
保安基準適合証等の交付 停止命令 (法第 94 条の 8 第 1 項)	③指定番号 ④停止予定期間		事業場 ID の種別を指 定工場(OBD 検査不可) に変更
指定の取消(認証の取消を 含まない場合に限る) (法第 94 条の 8 第 1 項)	③認証番号 ④指定番号 ⑤取消の予定日		事業場 ID の種別を認 証工場に変更

3. 機構への連絡方法

電子メールでの機構への連絡方法は以下のとおり。

<p>■宛先 : 自動車技術総合機構 OBD 情報・技術センター</p> <p>■件名 : 『【〇〇運輸支局(※運輸局等の名称)】〇〇情報(※申請、届出又は処分区分)の共有』</p>

附 則(令和 6 年 3 月 28 日付け国自整第 268 号)

この通達は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

5 - 5 指定整備事業者への行政処分等

○道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）（抄）

（報告徴収及び立入検査）

第百条 当該行政庁は、第七十五条の六第一項に定めるもののほか、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。

一～十二 （略）

十三 自動車特定整備事業者

十四 優良自動車整備事業者の認定を受けた者

十五 指定自動車整備事業者

十六～十九 （略）

2 当該職員は、第七十五条の六第一項に定めるもののほか、第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者の事務所その他の事業場又は道路運送車両の所在すると認める場所に立ち入り、道路運送車両、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

3～4 （略）

（事業の停止等）

第九十三条 地方運輸局長は、自動車特定整備事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、三月以内において期間を定めて事業の停止を命じ、又は認証を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二 第七十八条第二項の規定による業務の範囲の限定又は同条第三項の規定により認証に付した条件に違反したとき。

三 第八十条第一項第二号イ、ハ又はニに掲げる者となつたとき。

～参考～

（認証）

第七十八条 （略）

2 自動車特定整備事業の認証は、対象とする自動車の種類を指定し、その他業務の範囲を限定して行うことができる。

3 自動車特定整備事業の認証には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

4 （略）

（認証基準）

第八十条 （略）

一 （略）

二 （略）

- イ 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ロ (略)
 - ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイ、ロ又はニのいずれかに該当するもの
 - ニ 法人であつて、その役員のうちイ、ロ又はハのいずれかに該当する者があるもの
- 2 (略)

(聴聞の特例)

第一百三條 当該行政庁は、第二十六條第二項若しくは第九十三條の規定による事業の停止又は第九十四條の八第一項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止の命令をしようとするときは、行政手続法第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 当該行政庁は、第二十六條第二項、第三十六條の二第八項（許可の取消しの場合に限る。）、第五十三條、第七十五條第八項若しくは第九項、第七十五條の二第五項若しくは第六項、第七十五條の三第六項若しくは第七項、第九十三條、第九十四條第四項、第九十四條の四第四項、第九十四條の八第一項又は第九十九條の三第七項（許可の取消しの場合に限る。）の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五條第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
- 3 前項の通知を行政手続法第十五條第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同條第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。
- 4 第二項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

～参考～

○行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

(聴聞の通知の方式)

第十五條 行政庁は、聴聞を行うに当たつては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
- 二 不利益処分の原因となる事実
- 三 聴聞の期日及び場所
- 四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- 一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
- 二 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求

めることができること。

- 3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

○自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について（平成18年3月2日付国自整第126号）（抄）

発出元 物流・自動車局長
発出先 各地方運輸局長
沖縄総合事務局長

自動車特定整備事業、指定自動車整備事業及び優良自動車整備事業に対する事業者監査等において確認された法令違反について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第92条、第93条、第94条、第94条の3、第94条の4及び第94条の8の規定に基づく行政処分等の基準を別添のように定めたので、今後、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）が管下の自動車整備事業者に対し行政処分等を行う場合は、この基準によることとされた。

なお、「自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者に対する行政処分等の実施要領について」（平成12年2月29日付け自整第33号）は、平成18年3月31日限りで廃止する。

（別添）

行政処分等の基準

1～5 （略）

6 その他

(1) （略）

(2) 行政処分の公表

道路運送車両法第103条の規定に基づく聴聞結果による同法第93条、第94条第4項、第94条の4第4項又は第94条の8第1項の規定による処分及び同法第92条又は第94条の3第2項の規定による処分に関しては、名あて人となるべき自動車整備事業者等の事業場等の所在地を管轄する地方運輸局及び運輸支局の掲示板に公示するとともに、国土交通省ホームページの「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」への掲載並びに広報資料の配布等により公表するものとする。

また、地方運輸局等は、OBD検査（OBD確認を含む）実施事業者に対し行政処分等を行い、利用者登録の停止等の措置が必要な場合は、独立行政法人自動車技術総合機構へその旨を情報提供すること。

(3)～(4) （略）

附則（令和6年3月28日付け 国自整第273号）

- 1 この基準は、令和6年10月1日以降に行われた違反行為に適用する。
- 2 この基準の施行前に行われた違反行為に対する基準の適用については、なお従前の例によるものとする。

○「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて(平成 18 年 3 月 2 日付国自整第 127 号) (抄)

発出元 物流・自動車局自動車整備課長
発出先 各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者及び優良自動車整備事業者に対する行政処分等の基準については、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」(平成 18 年 3 月 2 日付け国自整第 126 号)(以下「処分基準通達」という。)において示され、平成 18 年 4 月 1 日より施行することとされたところであるが、その細部取扱いを下記のとおり定めたので、今後、本取扱いにより適切に処理されたい。

記

- 1 (略)
- 2 「1 通則」関係
 - (1)～(7) (略)
 - (8) 「1 通則」(2)の行政処分等を行うべき違反事項及び違反点数は、認証事業者については別表 1 に、指定事業者については別表 2 に、優良認定事業者については別表 3 に定める。
 - (9)～(11) (略)
- 3～6 (略)

別表 1 自動車特定整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
(略)				
法第 91 条の 3[則第 62 条の 2 の 2 -1 項-6 の 3]	・検査整備用電子情報処理組織の安全性確保違反	・検査整備用電子情報組織への接続に必要な識別符号の不正な使用	3 点	次に掲げるものを含む ・識別符号を当該事業場以外の者に提供し使用させた場合 ・他の事業場の識別符号を使用し、OBD 検査又は OBD 確認を実施した場合
法第 91 条の 3[則第 62 条の 2 の 2 -1 項-6 の 4]	・検査整備用電子情報処理組織の真正性確保違反	①OBD 検査及び OBD 確認に係る不正なデータを送信した	10 点	事故を惹起した場合は 30 点/台 ①次に掲げるものを含む ・なりすまし行為により虚偽のデータを送信した場合 ・不適合状態のものを適合状態であるようにして虚偽のデ

		証を交付した		
	(略)			
-3 項	(略)			
	・検査員の不正証明行為	①～③ (略)		
		④なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにてOBD検査を実施し適合証に証明した	—	解任命令
	(略)			

注 2-1 : 同一違反事項中に異なる具体的違反事例があった場合、併科する。

注 2-2～注 2-6 (略)

附則 (令和 6 年 3 月 28 日付け 国自整第 274 号)

1. この通達は、令和 6 年 10 月 1 日以降に行われた違反行為に適用する。
2. この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお従前の例によるものとする。

5-6 輸入車の OBD 検査開始までの間における行政処分等の基準の適用

○輸入車の OBD 検査開始までの間における自動車整備事業者に対する行政処分等の基準の適用について（注意喚起）（令和 6 年 9 月 26 日付事務連絡）

発出元 物流・自動車局自動車整備課整備事業班長
発出先 各地方運輸局自動車技術安全整備（・保安）課長
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長
日本自動車輸入組合技術部長

令和 6 年 10 月 1 日より車載式故障診断装置を活用した検査（OBD 検査）が開始される
ところ、輸入車に対する OBD 検査については、令和 7 年 10 月 1 日から開始されることと
されている。

そこで、令和 7 年 9 月 30 日までの間に行われた輸入車に対する OBD 確認及び OBD 検査に
ついては、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 18 年 3 月 2 日付け国
自整第 126 号）及び「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱い
について」（平成 18 年 3 月 2 日付け国自整第 127 号）によらず、行政処分等を行うべき違反事項
として取り扱わないこととしたので留意されたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長あて別添のとおり通知したので申し
添える。